## 令和5年度 三鷹中央学園三鷹市立第四中学校 「四中いじめ防止基本方針」

- I 本校職員は、いじめ防止に向けて以下に示す基本姿勢をとることとする。
- (1)いじめの兆候や発生を見逃さず、軽微ないじめも見逃さず学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識 を全教職員で共有する。
- (2)いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子供を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に全教職員で取り組む。
- (3)学校いじめ対策委員会を設置し、継続的・組織的にいじめの未然防止・早期発見に努め、いじめの問題が発覚した場合は、同委員会と全教職員及び関係機関との連携で速やかに解決にあたる。
- (4)いじめの解消で終わりとせず、再発および未然防止に取り組み、継続的な対応を行う。
- (5)学校評価等を基に実態に即した内容になるように、四中いじめ防止基本方針の点検、評価、見直しを行う。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条 平成25年度から)いじめとは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理 的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

とする。

## Ⅱ 学園・学校全体での取組

項目	生徒に関わること	保護者に関わること
	・世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(各教	・自分の物や他人の物を大切にする
	科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等)	心を育てる。
	・長い見通しの中で、自己の成長・発達を感じ取り、自らを高めることができるよ	・友達の気持ちを傷つけることの重
	うに、自己有用感や自己肯定感を育む。	大さを日頃から子供に伝える。
	・いじめゼロをめざし、生徒自ら主体的にいじめ防止を啓発する活動を行ったり、	・「家庭で見守る子供のスマホ利用」
	奉仕活動を通して他人を思いやる心を育んだり、いじめを起こさない集団作り	等を配布し、メールやSNS、
	に取り組む。	LINE 等のネットワークの利用に
いじみの土砕けれ	・「スマートフォンの安全な利用のために」等を使い、メールやSNS、LINE等のネット	ついて適切な利用方法を家庭でも
いじめの未然防止	ワークを使ったいじめを防止するため、情報モラルを身につける。言葉が相手	指導する。
の取り組み	に与える影響について学ぶ。また、タブレットの校内での使用ルールを作成し、	・四中いじめ防止基本方針を学校ホ
	定期的な注意喚起を行う。	ームページに掲載する。
	・いじめ防止教育プログラム等を活用し、いじめに関する授業を年3回以上実施	・いじめの定義の浸透を図り、学校
	するとともに、スクールカウンセラーの協力を得て校内研修の充実を図り、心	基本方針とともに共有化する。
	の通うコミュニケーション能力を養う。	
	・「被害者にも問題がある」という考えを排除できる雰囲気を作る。	
	・いじめゼロサミットで話し合った内容を全校生徒が共有できるよう、発表の場	
	を設ける。	
	・チェックシートを活用して生徒の様子を観察し、心配な生徒に声をかけて話を	<ul><li>子供とできるだけ会話をする。</li></ul>
	聞いたり、生徒が困ったことや悩みを相談しやすい雰囲気を作ったりする。担	・持ち物や服装の乱れに気を配る。
	任以外の教員も、生徒の悩みを聞き取れるよう関係づくりを心掛ける。	・悩みを何でも相談できる雰囲気を
	・個人面談やアンケート(6・11・2月に行うふれあい月間の取り組みなど)を実	普段から作る。
	施したり、休み時間や放課後等を利用して生徒から情報を収集したりする。普	・学校だけでなく、子ども家庭センタ
	段の生徒の会話や活動に注意を払い、観察を行う。	ー、総合教育相談室、スクールカウ
いいみの日抽が日	・1 年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面談を年度当初に実施し、学	ンセラー、児童相談所等の相談でき
いじめの早期発見	期ごとに教育相談の資料を配布する。	る機関を適宜紹介し、相談窓口の周
の取り組み	・生徒の机・いす・学用品・掲示物等に注意を払い、いたずらや些細な兆候があっ	知を図る。
	たら、速やかに対応する。	
	・理由が分からない欠席者には原則3日連続欠席で家庭訪問等を行い、欠席理由	
	を確認し適切な対応をする。(三鷹市の共通ルール)	
	・ふざけやからかいなど、生徒間の些細なトラブルも「いじめではないか」という	
	視点から再検討するなど、早期発見に努める。	
	・校支援の相談アプリを活用し、一年を通して生徒の不安や悩みを把握する。	

いの対取の対取の組み	共通項目		<ul> <li>・学校いじめ対策委員会に報告し、教員間の情報共有の徹底を図る。</li> <li>・いじめの状況や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> <li>・生徒の心のケアを目的に、スクールカウンセラー等を活用する。</li> <li>・スクールカウンセラー、SSW、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等の関係諸機関との連携をする。</li> </ul>	<ul> <li>・いじめの疑いやいじめが認知された場合、適切に周知し相互に協力を求める。</li> <li>・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。</li> <li>・学校はいじめられた子供を守ることを最優先に考え、必要があれば適切に懲戒権を行使する対応もあり得ることを伝える。</li> </ul>
	重大事態のいじめの場合	いじ め れた 側	<ul> <li>・早急に本人や周辺からの聞き取りを行い、身体的・精神的なダメージについて的確に把握し迅速に初期対応をする。</li> <li>・速やかに教育委員会に報告し、複数の教員による組織的な見守り体制と、継続的な支援を行う。</li> <li>・状況に応じて別室登校やリモート授業等を実施し、生徒が学習できる環境を作る。</li> <li>・外部機関が行う調査の要請に協力し、対応にあたる。</li> <li>・問題行動等状況記録シートを活用し状況等を確認する。</li> <li>・休み時間等に教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> </ul>	<ul> <li>・わが子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</li> <li>・スクールカウンセラー等の関係機関と連携し、子供の心のケアができるようにしてもらう。</li> <li>・保護者の気持ちに寄り添う。</li> <li>・子供の表情や態度に気を配り、学校との情報交換を行う。</li> </ul>
		いじ めた 側	<ul> <li>・いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨む。事実を確認し、いじめをやめるように説諭・別室指導等を行う。</li> <li>・外部機関が行う調査の要請に協力し、対応にあたる。</li> <li>・問題行動等状況記録シートを活用し状況等を確認する。</li> <li>・生徒の行動の裏にある背景を確認する。</li> </ul>	・事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞けるようにする。 ・被害生徒とその保護者に対して適切な対応(謝罪等)をするように伝え、好ましい集団活動が取り戻せるまで協力してもらう。
	行為が 見えに くい	為が めら ・本人や周辺からの聞き取えに れた 握し迅速に初期対応をす	<ul><li>・つらい気持ちに共感し、いじめから全力で守ることを伝える。</li><li>・本人や周辺からの聞き取りをし、身体的・精神的なダメージについて的確に把握し迅速に初期対応をする。</li></ul>	・わが子を守り抜く姿勢を見せ、子 供の話に耳を傾け事実や心情を聞 くようにする。
	いじめ の場合	いじ めた 側	<ul><li>・いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめるように説論・別室指導・登校停止等を行う。</li><li>・いじめた側の人権を否定することがないように配慮する。</li></ul>	・事実を冷静に確認し、わが子の言 い分を十分に聞いてもらう。
	直接関係のない生徒		<ul><li>・傍観することはいじめに加担するのと同じであることを考えさせ、いじめられた生徒の苦しみを理解させる。</li><li>・周りに流されず自らの意志で行動することの大切さに気付かせ、好ましい集団を作れるように指導する。</li></ul>	<ul><li>・いじめに気付いたとき傍観者とならず助ける側の態度がとれる子どもに育てるようにする。</li><li>・いじめに対する考え方を理解してもらい、いじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。</li></ul>

解消の判断	・いじめの解消は、複数の教職員による確認と、いじめを受けた生徒と保護者およびいじめを 行った生徒、周囲の生徒からの聞き取りに基づいて、原則3か月の見守り期間の後に対策委 員会が判断する。 ・解消後も、複数の教職員の視点から継続して安全確保に取り組む。
家庭への取り組み	・自分の子供に関心を持ち、子供の寂しさやストレスに気付ける「安らぎの場」を築く。 ・「ダメなときは叱り、頑張ったときは褒める」を合言葉に、家庭でも意識してもらう。 ・他人任せにせず、自ら子育てに参加する意識をもてるようにする。
地域への取り組み	・長期休業前など定期的に相談窓口の案内を行い、安心して相談できる環境を整える。 ・いじめ問題について、CS委員会や地域の会議で話題にし、連携した対策を協議する。 ・「いじめゼロサミット」を開催し、生徒と地域の方の情報交換を行う。
	・子供たちに地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。 ・普段から挨拶や声かけをしたり、子どもが困っている時に積極的に声をかけたりしてもらう。